

自然再生推進法に基づく自然再生事業実施の流れ

地域の発意による事業の実施

地域において、**実施者**の発意により**自然再生協議会**を組織

- * **実施者**: 自然再生事業を実施しようとする者(NPO、民間団体、地方公共団体、国等)
- * **自然再生協議会**: 自然再生事業の内容等について協議する。

自然再生協議会は、**自然再生全体構想**を策定

- * **自然再生全体構想**
自然再生の対象となる区域、自然再生の目的、協議会参加者の役割分担等を定める。

- ① 自然再生基本方針
- ② 自然再生全体構想
- ③ 自然再生協議会での**協議結果に基づき**

実施者は、**自然再生事業実施計画**を策定

- * **自然再生事業実施計画**
事業の対象となる区域及びその内容、周辺地域の自然環境との関係、自然環境保全上の意義及び効果、事業の実施に関し、必要な事項等を定める

自然再生事業の実施

モニタリングを実施、評価し、
結果を事業に反映

実施計画策定後の手続き

主務大臣
及び
都道府県知事

